

請 書

このたび農地法の許可を受けるについて次の事項を遵守いたします。

- (1) 土地改良区が定める地区除外等処理規程第6条の規定による決済金を何等異議なく納入いたします。
万一許可されない場合は、速やかに土地改良区へ届け出るとともに、第6条の決済金は返還願います。
なお、届出するまでの利息等手数料は請求いたしません。また、土地改良区がその旨を知った日から以降賦課金を徴収されても異議なく納付いたします。
- (2) 転用目的以外に使用するとき、事前に届出をし承認を受けます。
- (3) 所有権の移転もしくは関係者の名義並びに住所等に変更が生じたとき、直ちに土地改良区へ届けます。
- (4) 当該転用農地内に現存する土地改良施設の維持管理及び既存土地改良施設の利用を害さないようにします。万一転用関係者の不注意により既存施設に毀損を生じたときは、直ちに土地改良区に届け出てその指示を受けるとともに賠償の責めを負います。
- (5) 当該転用農地に隣接して将来土地改良事業が施行される場合は、何等の異議もなく誠意をもって事業に協力いたします。
- (6) 水路に農作物の被害を与える汚水の流入及び汚物の投入はいたしません。万一悪水により農作物に被害を与えたときは損害の責めを負うとともにその措置を講じます。
- (7) 当該転用農地に隣接する土地、または付近の農地が転用の為に被害が生じないように常に配慮するとともに、万一被害が生じたときは全責任をもって損害の責めを負います。
- (8) 当該申請により土地改良区管理施設の占有を行う場合はあらかじめ別途占有申請を行います。
占有物件 道路 用水路 排水路 該当無し
- (9) 都市計画法第29条に基づく許可申請を行う場合は協議を行います。
申請の有無 有 無
- (10) その他当該申請において問題が生じたときは、土地改良区に全面的に協力いたします。

以上の事項を履行します。

平成____年____月____日

申 請 人 住所 _____

氏名 _____ (印)

_____土地改良区理事長 様